

2024年4月吉日

代議員選挙告示

日本小児栄養消化器肝臓学会定款第12条および細則第2条に従い、代議員の改選を下記の日程で行います。立候補制による選挙です。

日 程	期 日
立候補受付開始	2024年5月13日(月)
立候補受付締切	2024年6月10日(月)
立候補者公示・投票開始	2024年6月20日(木)
投票締切・即日開票	2024年7月4日(木) 17時

代議員被選考資格は、細則第2条2項に規定された本会正会員に限ります。
立候補希望者は、下記システムより事前登録後、当学会ホームページより申請用紙をダウンロードしていただき、必要事項を記載(事前登録時発行される受付番号を記載)の上、締切期日までにお申込み下さい。

事前登録システム(5月13日より受付開始)：

<https://asas-sys.jp/seminar/login/71622ca592338a3a586d155eb6dc48c63207ae6b>

最終立候補者は、選挙管理委員会での資格審査を経て公示されます。

なお、代議員選挙は投票用紙を用いて実施されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等から、今回もオンライン投票を実施することとなりました。

立候補者告示と投票に関するご案内は、ご登録いただいているメールアドレス宛に配信されます。つきましては5月13日(月)までに、当学会ホームページ「登録情報変更・年会費閲覧」にログインしていただき、メールアドレスをご確認・ご登録いただきますようお願い申し上げます。

詳細に関しましては、当学会ホームページ「学会からのお知らせ」よりご確認ください。メールアドレスのご登録が確認できない場合、改めてご連絡させていただくことがございますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

日本小児栄養消化器肝臓学会選挙管理委員長
順天堂大学 小児科 工藤 孝広

関係書類送付およびお問い合わせ先：

〒112-0012 文京区大塚 5-3-13-4F 学会支援機構内

日本小児栄養消化器肝臓学会事務局 選挙管理委員会宛

E-mail： jspghan@asas-mail.jp

HP： <https://www.jspghan.org/>



学会ホームページ

ご参考：日本小児栄養消化器肝臓学会会則施行細則（平成 31 年 4 月 20 日改正）

第 2 条第 2 項：（代議員の選出）

第 2 条 定款第 12 条の代議員の選出及び選挙方法は、以下の通りとする。

1 代議員選考は立候補制とし、正会員の中から 60 名以上の代議員を選出する。被選挙人は、選挙管理委員会の資格審査を経て定められる。代議員は全国 6 ブロック（北海道/東北・関東・中部・近畿・中国/四国・九州/沖縄）毎に定員を定める。

北海道/東北地区 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県：7 名

関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県：21 名

中部地区 長野県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県：8 名

近畿地区 滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県：12 名

中国/四国地区 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県：6 名

九州/沖縄地区 福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県：6 名

2 代議員被選考資格として、以下の通りに定める。

- (1) 被選挙人は、代議員立候補の時点で 70 歳以下とする。
- (2) 被選挙時、5 年以上の学会正会員歴を有すること。
- (3) 過去 5 年間の学会活動が以下のいずれかを満たすこと
 - ① 座長、演者あるいは共同演者として 3 回以上。
 - ② 日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌及び準ずる学会雑誌などへの論文掲載歴 3 回以上（共同著者も含む）。
 - ③ 日本小児栄養消化器肝臓学会認定医を取得。
- (4) 代議員として社員総会に 2 回連続欠席した者は、特別の事情がない限り、被選挙権を失う。

3 所属同一施設からの被選挙人は、3 名までとする。

4 当選最下位の投票数が同数の場合は、当選最下位は全員当選とする。

5 立候補者数が 60 名に満たない場合は全員当選とし、欠員は理事長がブロックに関係なく候補を指名する。

6 総立候補者数が 60 名を超えており立候補者数がブロック規定数に満たない地域がある場合、規定数を超えた地域の選挙を行い、欠員分は理事長がブロックに関係なく候補を指名する。

7 代議員の選出を行うにあたり、下記のように選挙管理委員会を置く。

- (1) 選挙前年度の社員総会で互選により、正会員の中から選挙管理委員長を選出する。
- (2) 選挙管理委員長は、正会員の中から 4 名の選挙管理委員を指名し、選挙前年度の代議員会の承認を経て選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長所属施設内に設置する。
- (3) 選挙管理委員長には、被選挙権を認める。
- (4) 選挙管理委員会は選挙事務を総轄し、学会事務局はこれを補佐する。
- (5) 立候補者は、所定の資格審査用書類に必要事項を記入の上、学会事務局へ提出する。選挙管理委員会は被選挙資格を審査する。
- (6) 選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長名で選挙の告示を行い、被選挙権有資格者一覧を正会員に公表する。
- (7) 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を社員総会へ報告する。
- (8) 選挙は、規定の投票用紙(二重封筒)を用い、郵送投票とする。10 名制限無記名とする。ただし、各ブロックから 1 名以上に投票する。
- (9) 上項(8)の規定を満たさない場合は無効とする。